



千漁調委第145号
令和3年2月26日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長様

千葉海区漁業調整委員会

会長 塩野健



一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号について（通知）

このことについて、別添のとおり発出されましたので、関係者への周知について御協力くださるようお願ひいたします。

なお、委員会指示の内容については、従前と同様の内容です。

第13608号

千葉県報

定期
令和3年2月19日

主 告 示 要 田 次

医療法人社団真療会 野	野田市中里一、五五四番地一	
田病院	大網白里市立国保大網病院	大網白里市富田八八四番地一
院	上	木更津市新田一丁目一一番一十五号

総記念病院

千葉県告示第八十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、印旛沼土地区の定款の変更を令和三年二月十二日付で認可した。

令和三年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

路 線 名	供 用 開 始 の 国 間
県道市川柏線	松戸市高塚新田字内野三四〇番六地先から紙敷字中峠九年一月十九日から三週間、縦覧に供する。

千葉県告示第八十七号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、令和三年二月十九日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は千葉県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和三年二月十九日から三週間、縦覧に供する。

令和三年二月十九日

公 安 委 員 会 告 示

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年2月19日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史

千葉県告示第八十五号	
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。	令和三年二月十九日
千葉県立海浜病院	千葉県知事 鈴木 栄治
千葉市立海浜病院 一号	千葉市美浜区磯辺二丁目二十一番 令和六年二月十六日

1 講習に係る警備業務の区分 2 講習の期日及び時間
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る 講習 令和3年4月13日（火曜日）から21日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く）

令和3年2月19日（金曜日）

四街道市龜崎二三番地

卷之二

郡市十画道路の圖系の關係

令和三年二月十九日千葉市の変更に係る千葉都市計画道路の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供す。

今和三年二月十九日

千葉県知事 鎌木栄治

千葉県病院局長 山崎 普一朗

落札者等の公告
とのおり落札者等について公告する。
令和3年2月19日

[捲載順序一]

千葉県知事 鈴木 栄治

⑦令和2年10月30日

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
①アイソレーションガウン 200,000枚 ②千葉県健康福祉部薬務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和3年1月15日 ④株式会社ファーティ・ヴィジョンナリー
千葉市中央区浜野町1,216番地64 ⑤21,736,000円 ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令(昭和2年政令第16号)第167条の2第1項第5号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

千葉惺印集

令和3年2月19日（金曜日）

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

イ 海ほたる南東の突角から一七四度四八分二八三メートルの点

〔掲載順序〕

卷之三

会が適当と認めたものについては、この限りでない。

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①移動型X線透視装置（その2）一式 ②千葉県救急医療センター事務局 千葉市美浜区磯辺三丁目32番1号 ③令和2年12月15日 ④株式会社ワイン・インター・ショナル 千葉市中央区新田町1番1号 ⑤41,910,000円 ⑥一般競争入札

（7）令和2年10月30日
一都二県連合海区漁業調整委員会指示第十五号
東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ばたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

一都二県連合海区漁業調整委員会会長 有元貴文
(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域（以下「區域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域内にして水産動植物を探捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであつて、一都二県連合海区漁業調整委員会が適當と認めたものについては、この限りでない。

ア　海ほたる北東の突角から八四度四八分（真方位による。以下同じ。）二八三メートルの点

ルの点

イ　海ほたる南東の突角から一七四度四八分二八三メートルの点

木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となつてゐるため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。

そこで、水産動植物の繁殖保護を図るために、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。

ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。

また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を探捕させること）も禁止です。

令和3年3月1日

一都二県連合海区漁業調整委員会

卷之十

新編
南齊書

三
卷
要

卷之三

標燈

卷之三

第2橋脚
200m

小史

(注意：緯度経度は参考値)

* 上段は、世界測地系

下段は、日本測地系

1339- 52. 720.]

N 35 21.316

E139° 52.914'

35° 27. 920'

139° 52. 134']

N. 35° 27.724' ✓

みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。

